

国立国会図書館国際子ども図書館 子どもの読書活動推進支援計画 2010

1 目的

平成 12 年の子ども読書年に誕生した国立国会図書館国際子ども図書館（以下、国際子ども図書館）は、平成 22 年の国民読書年に開館 10 周年を迎えました。この間、平成 13 年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、平成 14 年に第一次、平成 20 年に第二次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、各都道府県、市町村において子どもの読書活動推進計画が策定されるなど、子どもの読書環境や情報提供環境を整備するための施策が全国的に展開されています。

国際子ども図書館は、立法府に属する国立国会図書館を構成する施設であり、また国立の児童書専門図書館として、図書館等における子どもの読書活動推進に係る取組を支援する立場から、全国の公共図書館、学校図書館、文庫等の児童サービス関係者に対して、主に資料・情報の提供及び人材育成に係る支援を行ってきました。この計画は、それらの支援を一層充実させるため、国際子ども図書館が取り組むべき活動を示したものです。なお、活動を進めていくに当たっては、子どもの読書に関わる関係諸機関との連携に留意しつつ、外部環境の変化に柔軟に対応し取り組んでいきます。

2 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

3 支援対象

全国の公共図書館、学校図書館、文庫等の児童サービス関係者

4 取組方針

国際子ども図書館は、新しい知識・情報基盤の構築に取り組む国立国会図書館の一翼を担い、児童書や子どもの読書に係る資料・情報の整備に努めるとともに、次の三つの取組方針に沿って支援を行います。

- (1) 子どもの読書に関する情報発信の強化及びネットワークの構築
- (2) 人材育成支援
- (3) 学校図書館への支援

5 取組事項

- (1) 子どもの読書に関する情報発信の強化及びネットワークの構築

- ア 国際子ども図書館ホームページの「子どもと本をつなぐ人のページ」のコンテンツを充実させ、児童サービス関係者に役立つ情報を提供します。
- イ 国際子ども図書館メールマガジンの配信を継続するとともに、各種情報媒体を活用して、積極的に情報を提供します。
- ウ 国立国会図書館キッズページにおける、学校や家庭で小学生が調べ物をするときに役立つコンテンツを拡充するとともに、児童向け OPAC を開発・提供します。
- エ 国際子ども図書館ホームページで中高生の調べ物に役立つ情報等を提供します。
- オ 児童サービス関係者が、事例発表や意見交換を通じて相互に交流できる場として、児童サービス協力フォーラム（仮称）を開催します。また、このフォーラムでの発表・討議内容等を国際子ども図書館ホームページで公開して、広く情報を共有します。
- カ 子どもの読書推進活動の現場に還元できる成果を生む調査研究プログラムを企画・実施していきます。

(2) 人材育成支援

- ア 平成 16 年度から実施してきた「児童文学連続講座」は、児童サービス関係者の児童書に関する幅広い知識の涵養に資することを目的とした集合型研修であり、今後も継続して開催するとともに講義録を刊行します。
- イ 国内外から児童書や児童サービスに関わる有識者を招き、講演会やシンポジウムを開催します。また、講演会やシンポジウムの記録を作成し、国際子ども図書館ホームページで公開します。
- ウ 「大人のためのおはなし会体験会」等を通じて、国際子ども図書館の児童サービスの活動を紹介します。
- エ より多くの児童サービス関係者が国際子ども図書館の研修を受講できるよう、遠隔研修や派遣研修を含む、研修事業の拡充に取り組みます。

(3) 学校図書館への支援

- ア 学校図書館支援の一環として行ってきた、国際理解をテーマとした学校図書館セット貸出し事業を継続・改善するとともに、その活用事例等の関連情報を提供します。
- イ 学校図書館関係者と協力して学習用ブックリストを試作し、授業に役立つブックリストの作成・活用方法について検討し、情報を提供します。
- ウ レファレンス事例やテーマに沿った調べ方の案内など、学校図書館の学習情報センターとしての機能に資する情報を提供するとともに、学校図書館間の情報共有を支援します。
- エ 学校図書館に対する遠隔複写サービス、レファレンスサービス及び迅速な書誌情報の提供については、公共図書館に対するサービスと同様に、国立国会図書館全体で取り組みます。